

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
2	望月 徹（3）	<p>1. 葬儀後の諸手続を専用窓口化することについて</p> <p>御家族が亡くなられたときの悲しみは、今、私が申し上げるまでもありません。そして、悲しみの中、すぐに葬儀の手続、葬儀終了後はさらに煩雑な手続を必要とします。</p> <p>一人一人が亡くなることは、それだけ重大なことでもあります。</p> <p>主な諸手続を以下に記載しますが、年齢、保険加入状況等各人により違い、全てを必要とするわけではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葬儀前（主に業者、地区住民、知人が手続をすることが多い。） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 死亡届（市民課：2階）</li> <li>② 斎場の火葬予約（市民課：2階）</li> </ul> </li> <li>・葬儀後（主に御遺族が手続をすることが多い。） <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 後期高齢者医療関係（国保年金課：3階）</li> <li>④ 国民健康保険関係（国保年金課：3階）</li> <li>⑤ 介護保険関係（介護保険課：4階）</li> <li>⑥ 国民年金関係（国保年金課：3階）</li> <li>⑦ 障害者支援関係（障害福祉課：4階）</li> <li>⑧ 子育て支援関係（こども家庭課：4階）</li> <li>⑨ 市民税関係（市民税課：3階）</li> <li>⑩ 上下水道関係 （お客様センター：県富士総合庁舎1階）</li> <li>⑪ その他（バイク所有、市営住宅にお住まい等）</li> </ul> </li> </ul> <p>本市には総合窓口システムがあり、③、④の申請書類については、事前作成をして担当部署で保管、準備をしてあることと、「死亡に関する市役所での手続き案内」を事前に御遺族宛にお渡ししています。</p> <p>しかし、それ以外にも⑤から⑪の手続があり、⑪のその他は多種多様です。この手続は御遺族が行うことが多く、気落ちした状態の中で訪庁し、煩雑な手続に向かうこととなります。</p> <p>以下、意見を提示し、回答をお伺いします。</p> <p>この手続の専用窓口を設け、書式を含め簡潔、簡略、改善することで、一括処理できる手続と手続案内をすることで「煩雑さ」のイメージを払拭させることができ、葬儀後の心の安寧と住民サービスに新たな価値が付加されたいと考えますがいかがでしょうか。御所見をお聞かせください。</p>	市長 及び 担当部長